

白井市心身障害者福祉連絡協議会補助金交付要綱

所管課

障害福祉課

1 補助金の名称

心身障害者福祉連絡協議会補助金

2 補助金交付の目的

市内の障害者関係団体の育成を図るため。

3 用語の定義

「白井市心身障害者福祉連絡協議会」とは、心身障害児(者)父母の会・視覚障害者白井あゆみの会・精神障害者家族会しらゆりの会・聴覚障害者協会友の会・身体障害者友の会「にここ」から構成する集まりをいう。

4 補助対象

白井市心身障害者福祉連絡協議会

5 補助対象経費

白井市心身障害者福祉連絡協議会の活動に要する経費及び白井市心身障害者福祉連絡協議会加入団体の活動に要する経費

〔補助対象外経費〕

人件費、賃金、慶弔費、交際費、食糧費（講師などの茶菓代を除く）、その他自己資金が適当と認められる経費

6 補助額（率）

補助率は、補助対象経費の10分の10とし、上限額を42万円とする。

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成18年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴